

第212回

岐阜県都市計画審議会

議事録

と き：令和2年10月7日（水）午後2時00分から

ところ：岐阜県庁 議会西棟第1会議室

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまから、第212回岐阜県都市計画審議会を開会させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まず始めに、本日ご出席の皆様の紹介につきましては、お手元の「資料1 委員名簿」と「資料2 委員座席図」のとおりでございますので、ご紹介に代えさせていただきます。また、本日は、委員及び臨時委員計23名中、18名のご出席をいただき、定足数に達していることをご報告いたします。なお、本日の会議につきましては、報道関係者2名が傍聴されておりますのでご報告させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、本年4月から都市建築部長が新たに着任いたしましたので、一言ご挨拶申し上げます。

【都市建築部長】

都市建築部長の大野でございます。本日は、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の都市計画行政に格別のご理解、ご支援をいただきまして、心より御礼申し上げます。

前回の会議は、7月豪雨への対応と重なり、皆様方には書面審議という形に変更させていただきましたが、審議にご協力いただき、誠にありがとうございました。

本年は10年に1度の都市計画区域マスタープランの改定の年となっており、本日も、関係する議案を含め、17件をご審議いただく予定をしております。限られた時間ではありますが、よろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、本日の議事の概要について説明させていただきます。

議事の概要については、お手元の「資料3 議案一覧表」のとおりでございます。本日お諮りする議案は、議第1号「岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から、議第17号「岐阜都市計画道路の変更について」までの17件でございます。

では、以降の議事進行につきましては、高木会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【高木会長】

まず、議事に入る前に、本日の審議会の議事録署名委員を指名したいと思います。ですが、会長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

一任いただきましたので、本日の議事録署名は、大崎委員と藤墳委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

本日は議案数が多いので、ある程度まとめて事務局から説明をしていただきますので、よろしくお願いします。

では、議第1号「岐阜都市計画」、議第2号「大垣都市計画」、議第3号「多治見都市計画」の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と、議第8号「岐阜都市計画」、議第9号「大垣都市計画」、議第10号「多治見都市計画」の「区域区分の変更について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

私のほうからは、議第1から3号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と、議第8から10号「区域区分の変更について」を、ご説明させていただきます。なお、これらにつきましては、昨年12月16日、本年3月18日に開催しました、第209回及び第210回岐阜県都市計画審議会にて、ご報告させていただいておりますので、今回は要点についてのみ、ご説明させていただきますと思います。スライドを用いて説明させていただきますので、前方のスクリーンをご覧ください。

まず始めに、議第1から3号について、ご審議いただく内容についてご説明いたします。書面開催となりました前回の審議会の資料にも掲載させていただきましたが、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」につきましては、都市計画法第6条の2に基づき県が定めるものでございます。都市計画の目標をはじめ、区域区分の決定の有無や、区域区分を定める際の方針、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針について、主に前回の平成22年度策定時からの変更点を中心に、今回ご審議いただきたいと思っております。

県内には27の都市計画区域がございますが、個々の都市計画区域につきまして、長期的な視点に立った将来像、それから都市計画の基本的事項について定めております。現行のマスタープランは、平成32年、現在の令和2年を目標年次としておりますので、今回の見直しでは令和2年を基準年とし、10年後の令和12年を目標年次とするマスタープランを新たに策定するものでございます。なお、書面開催にて前回ご審議いただきました、関、中津川、美濃、恵那、高富、可児、関ヶ原、御嵩の都市計画区域は8月25日に、各務原都市計画区域につきましては10月1日に変更決定をしております。

まず、今回の区域マスタープランの変更のポイントはご覧のとおりでございま

す。コンパクト・プラス・ネットワークについての具体的な検討や、東海環状自動車道をはじめとするインフラ整備に対応した、企業誘致や交流を生み出すまちづくりなど、各都市が抱える課題を検討していくこと、また、今回の変更に向けて実施しました都市計画基礎調査の結果を分析し見直しに活用すること、市町マスタープランと区域マスタープランとの位置づけを明確にし、相互の整合を図り、実現可能な都市計画の方針を示すこと、などをポイントとして見直しにあたりました。

では、議第1号「岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と、議第8号「岐阜都市計画 区域区分の変更について」は関連がありますので、併せて説明させていただきます。議案書は、「議1」及び「議8」でございます。都市計画の目標です。「豊かな自然・歴史・文化に恵まれ 高度で多様な都市機能が集積した中心市街地と身近な生活拠点が互いに連携し、快適に暮らせる県の中心都市の創造」との基本理念を掲げております。次に区域区分の決定の有無です。こちらは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き区域区分を定めます。

次に、土地利用に関する方針です。黄色に表示してございますのが住居系用途、ピンク色の表示部分が商業系用途、青色に表示してありますのが工業系用途、ベージュ表示がその他、農地・集落、緑表示がその他、森林、となっております。このあと説明させていただきます、他の都市計画区域についても同様の表示となっております。今回都市計画区域マスタープランの見直しと同時に、市街化区域に編入する区域として、北方町「曲路地区」がございまして、詳細はのちほど説明させていただきます。今後、優先的かつ計画的に市街化を図るべき地区として、工業系としまして岐阜市「三輪地区」、岐阜市「黒野地区」がございまして、東海環状自動車道のインターチェンジ周辺地区という立地を活かし、ものづくりの産業拠点、それから学術・研究拠点といった土地利用を検討することとしております。また都市施設に関する方針としましては、広域的な都市交流や連携を促進するための交通環境の整備や、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した公共交通の充実を図ってまいります。

次に、市街地開発事業に関する方針です。岐阜市の中心市街地では、現在施行しております「高島屋南地区」のほか、4地区においても市街地再開発事業にて、既存商業地の再整備、都心居住の促進を図ります。また、現在土地区画整理事業を施行しております岐阜市の「鷺山中洙地区」、北方町の「高屋西部地区」のほか、岐阜市の「加納茶所統合駅周辺地区」、瑞穂市の「本田八束田地区」と「横屋地区」におきまして、土地区画整理事業にて良好な市街地環境の形成を図ってまいります。

次に主要な都市計画の決定の方針です。先ほどご説明させていただきましたとおり、商業系、工業系の土地利用の拡大や、市街地再開発事業によるにぎわい創

出を図ってまいります。また、現行のマスタープランの主要な都市計画の方針を、引き続き維持し、中心市街地と日常生活圏などをネットワークで連携させるコンパクト・プラス・ネットワークに基づいた都市の実現等を目指してまいります。

次に、岐阜都市計画区域の区域区分の見直しについてです。岐阜都市計画区域は、昭和46年3月に区域区分を設定しておりまして、これまで8回の変更を経て、現在に至っております。

今回の変更は、北方町「曲路地区」において約10.4haを市街化区域へ編入するものでございます。こちらが岐阜都市計画区域の総括図です。北方町「曲路地区」は、岐阜市境の都市計画道路岐阜北方線沿線に位置しております。「曲路地区」の拡大図です。色のついている区域が市街化区域、ついていない区域が市街化調整区域となります。該当の区域は、赤枠で囲まれた区域でございまして、昨年12月に開通しました東海環状自動車道大野神戸インターチェンジからの交流需要に対応した交流人口と地域住民の交流拠点と、路線の防災機能の拡充のための拠点整備ができるよう、約10.4haを市街化区域へ編入しまして商業系の用途地域指定を予定しております。本区域については、本年1月に変更案に関する公述申出期間を設けましたが、公述の申出はありませんでしたので公聴会は開催しておりませんが、7月に実施しました案縦覧におきまして、マスタープランに対するご意見を1件頂戴いたしました。

内容はお手元の「資料5」と記載してある資料がございまして、そちらをご覧ください。先ほどご説明しました北方町「曲路地区」の市街化について、要旨としまして1点目は人口減少の状況のなか、市街地拡大の都市計画では都市のスポンジ化が深刻化する、2点目は「東海環状自動車道からの交流人口と地域住民の交流拠点及び地域の防災機能の拡充のための拠点整備」と位置付けているが、東海環状自動車道からの交流人口は期待するほどではなく、町の洪水・地震ハザードマップでも3から5mの浸水想定区域とあり、その役割を果たすことができるのか疑問があるとのこととございました。

こちらのご意見への対応方針としましては、本地区は北方町総合計画や地域再生計画に基づき、ハザードマップや地域防災計画を踏まえた広域交流拠点が整備され、防災機能拡充の役割を果たすことが可能であること、さらに中心市街地については、岐阜駅周辺等の市街地再開発事業により集約型都市構造の実現を進めることとしており、都市のスポンジ化の抑制については、空き地、空き家の利活用を図ること等により、中心市街地やその周辺での居住環境の維持改善に努めることとしていることから、当該地区を変更案のとおり「東海環状自動車道からの交流人口と地域住民の交流拠点及び地域の防災機能の拡充のための拠点整備」と位置付ける方針でございまして、岐阜都市計画区域については以上でございまして。

次に、議第2号「大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と、議第9号「大垣都市計画 区域区分の変更について」をご説

明申し上げます。議案書のほうは「議2」と「議9」でございます。都市計画の目標です。都市づくりの基本理念は、「暮らしやすさを実感できる産業文化都市の形成」としております。区域区分の決定の有無としては、東海環状自動車道の整備が進んでおり、今後、工業、流通等新たな土地需要の増大が考えられることなどから、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き区域区分を定めます。

次に、土地利用に関する方針です。今回都市計画区域マスタープランの見直しと同時に市街化区域に編入し、市街化を図る区域としまして、神戸町の「西保地区」と「西座倉地区」、安八町の「中地区」、河川改修に伴い変更となる大垣市の「静里町地区」がございます。また、今後10年間に優先的かつ計画的に市街化を図る区域として、大垣市の「浅西地区」、「横曽根地区」、「野口地区」、「外渚地区」、「長沢・犬ヶ渚地区」において工業系土地利用を、また、垂井町の「宮代地区」、安八町の「中須地区」において、商業系土地利用を検討しています。次に、都市施設に関する方針です。都市施設については、必要に応じた道路整備とともに、環境問題への対応や、移動困難者の移動手段確保といった観点などから、多様な交通手段の選択が可能となる利便性の高いまちづくりを進めてまいります。

次に、市街地開発事業の方針です。大垣市の中心市街地である「郭町東西街区」では、土地区画整理事業と併せて市街地再開発事業にて、「高屋町地区」では市街地再開発事業にて、都市機能の充実、防災性の向上を図ります。また神戸町の「西座倉地区」では、東海環状自動車道大野神戸インターチェンジを活かした計画的な土地利用を図るため、土地区画整理事業を活用したまちづくりを進めてまいります。

次に、主要な都市計画の決定の方針です。都市計画基礎調査の結果を踏まえまして、先ほどご説明させていただきましたとおり、商業系、工業系の土地利用の拡大や、市街地再開発事業による都市機能の充実を予定しており、コンパクトシティの実現等、現行のマスタープランの主要な都市計画の方針を、引き続き維持してまいります。

次に、大垣都市計画区域の区域区分の見直しについてでございます。大垣都市計画区域は、岐阜都市計画区域同様、昭和46年3月に区域区分を設定いたしました。これまで7回の見直しを経て現在に至っております。

今回区域区分の見直しを検討している箇所は、インターチェンジ周辺、それから既存工業集積地の隣接地に新たに工業系用地を確保することを目的に、神戸町の「西座倉地区」、「西保地区」、安八町の「中地区」において、市街化区域の拡大を行うものでございます。また大垣市の「静里町地区」におきましては、平成28年度に杭瀬川の河川改修により新堤防が完成したため、地形の変更に伴い区域の変更を行うものでございます。

こちらが大垣都市計画区域の総括図です。大垣市「静里町地区」は、大垣市西部を流れる杭瀬川沿い、神戸町「西座倉地区」は東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ周辺、神戸町「西保地区」は、神戸町中央部の市街化区域に隣接する地区、安八町「中地区」は、名神高速道路安八スマートインターチェンジ北側に位置しております。大垣市「静里町地区」の拡大図です。平成28年度に杭瀬川の河川改修により新堤防が完成したことに伴いまして、区域区分の境界を旧堤防から新堤防の道路中心線及び筆界に変更するものです。青枠で囲まれた区域、約1.5haを市街化区域から市街化調整区域へ、赤枠で囲まれた区域、約0.4haを市街化調整区域から市街化区域へ編入予定でございます。神戸町「西座倉地区」の拡大図です。該当の区域は昨年12月に開通しました東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ南側に位置しています。今回市街化編入をしますのは、赤枠で囲った箇所であり、地区面積は約25.4haです。インターチェンジの開通を契機に、企業誘致を促進しまして、雇用機会の創出に向けた工業系の用途地域指定を予定しております。続きまして神戸町「西保地区」の拡大図です。該当の区域は、神戸町中央部の市街化区域に隣接する区域にあり、既成工業団地に接しております。今回編入しますのは、赤枠で囲まれた約2.1haで、既存工業の拡張のための受け皿となる基盤整備を図り、町内の優良企業の流出を防ぎ、町全体の産業活力を維持することを目的に、工業系の用途地域指定を予定しております。安八町「中地区」の拡大図です。該当の区域は、名神高速道路安八スマートインターチェンジの北側に位置しています。その交通利便性を活かした土地利用を図るため、赤枠で囲まれました区域、約38.0haを市街化区域へ編入し、工業系の用途地域指定を予定しております。大垣都市計画区域については、以上でございます。

続きまして、議第3号「多治見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と、議第10号「多治見都市計画 区域区分の変更について」を併せてご説明申し上げます。議案書は「議3」と「議10」でございます。まずは、多治見都市計画区域の都市計画区域マスタープランから説明させていただきます。都市計画の目標です。都市づくりの基本理念を、「人と地域のつながりが生み出す、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現 ～共につくる。まるごと元気！多治見～」と掲げております。区域区分の決定の有無としては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き区域区分を定めます。

次に、土地利用に関する方針です。今回都市計画区域マスタープランの見直しと同時に市街化区域に編入し、市街化を図る区域としまして、「長瀬地区」と「高田地区」がございます。詳細はのちほど説明させていただきます。また都市施設に関する方針でございますが、市中心部における渋滞の緩和や、他都市や公共交通との連携を強化する道路網の整備を進めることとしております。

続きまして市街地開発事業の方針です。現在多治見駅南口におきまして、「多治見駅南地区市街地再開発事業」を施行しており、都市機能の更新、都市防災や住環境の向上、定住、交流人口の増加を図ってまいります。次に、主要な都市計画の決定の方針です。都市計画基礎調査の結果を踏まえまして、工業系の土地利用の拡大や、市街地再開発事業によるにぎわいの創出を予定し、ネットワーク型コンパクトシティの実現や、インフラ整備に対応したまちづくり等、現行のマスタープランの主要な都市計画の方針を引き続き維持してまいります。

次に、多治見都市計画区域の区域区分の見直しについてです。多治見都市計画区域は平成8年に区域区分を設定しており、以降3回の変更を経て現在に至っております。今回の変更は、工業系土地利用の推進による地域経済活性化のため、地区計画を定めて、既に開発済みの「長瀬地区」において、約22.1ha、市街地外縁部に位置する「高田地区」において、約26.4haの2箇所を市街化区域へ編入するものでございます。こちらが多治見都市計画区域の総括図です。「長瀬地区」は、市北部の市街化区域に隣接する地区、「高田地区」は市北東部の市街地外縁部に位置し、東海環状自動車道五斗蒔スマートインターチェンジに近接しています。

こちらが「長瀬地区」の拡大図です。色の付いている区域が市街化区域、付いていない区域が市街化調整区域となります。該当の区域は、現在事業中である都市計画道路小名田線に接しており、中央自動車道多治見インターチェンジへのアクセスも良好な地区でございます。平成27年に多治見市が地区計画を策定しており、昨年10月から工場が稼働しております。今回市街化区域へ編入するのは、赤枠で囲った約22.1haで、隣接する市街化区域内の工業用地と一体となった土地利用を図るため、工業系の用途地域指定を予定しております。

続いてこちらが「高田地区」の拡大図です。該当の区域は、（仮称）土岐多治見北部連絡道路が開通することにより、東海環状自動車道五斗蒔スマートインターチェンジへのアクセスが良好になる地区でございます。今回市街化編入をしますのは、赤枠で囲まれました約26.4haです。工業系の用途地域指定を予定しております。多治見市土地開発公社による新規産業振興地として整備を計画しているところであります。多治見都市計画区域については、以上でございます。

なお、大垣都市計画区域においては本年1月、多治見都市計画区域においては本年5月に、それぞれ変更に関する公述申出期間を設けましたが、公述の申出はなかったため公聴会は実施しておりません。また、公告縦覧と、大垣都市計画区域構成市町である大垣市、垂井町、神戸町、安八町、および多治見市に対して行いました意見聴取におきましても、「意見なし」との回答を得ております。議第1から3号及び第8から10号については以上でございます。

【高木会長】

どうもありがとうございました。事務局の説明がありました。これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【鶴田委員】

線引きの区域区分のある自治体の説明がありましたが、議案書によると全体を通して工業系の市街化区域を増やすという自治体が多いと思います。人口フレームは減少設定なので、産業フレームを充てているというのは十分理解できるのですが、それぞれの計画書の中に、「2020年の区域区分見直し時点における市街化区域面積であり、フレームに対応する面積ではありません」と書いてありますが、市街化区域増加分の面積はフレームの面積を下回るという設定になっていると解釈をしてよろしいのでしょうか。

だとすれば、実態として、今ある産業フレームのどのくらいまでを今回の計画で使おうとしているのかを教えてください。

【事務局】

産業フレームにつきましては、平成30年7月に都市計画審議会にて一度ご報告させていただいているところでありますが、期間も空いておりますので、資料を掲げて説明させていただきたいと思います。

区域マスタープランを定める際、概ね10年後の人口、それから工業、商業の状況を推計し、市街化区域の規模を検討することとされており、線引きを有する都市計画区域マスタープランの中の、「3-2区域区分の方針」におきましても規模等を記載しているところでございます。

先ほど委員がおっしゃられたとおり、人口につきましては、線引きの5都市計画区域全てで減少の見込みとなっており、住居系の市街化区域の拡大は難しい状況となっております。

スクリーン上は工業の見込みについてです。

工業統計、経済センサスの製造品出荷額をもとに過去のトレンドから推計し、線引きの都市計画区域それぞれで製造品出荷額の増加を見込んでおり、例えば岐阜都市計画区域ですと73.1ha、大垣都市計画区域で105.5ha、多治見都市計画区域27.4haを最大値としまして、目標年次20年後までに、この範囲内で市街化区域の拡大の検討を行ってまいりたいと考えております。

各都計に位置付けた優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域に記載した地区の合計数値はこの範囲に収まっており、国の協議の中でも了解をいただいているところです。

それからもう一つ、商業系のフレームの件ですが、こちらも商業統計調査、商業販売額をもとに過去のトレンドから推計しまして、区域内それぞれで商品販売

額の増加を見込んでおり、岐阜都市計画区域で37.6ha、大垣都市計画区域で20.2ha、多治見都市計画区域で9.2haを最大値として、目標年次までに、この範囲内で市街化区域の拡大の検討を行ってまいりたいと考えております。こちらも工業系同様、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域に記載した地区の合計はこの範囲内に収まっているところであります。以上です。

【鶴田委員】

範囲内であることはわかりましたが、フレームのどれほどを使っているのでしょうか。

【事務局】

工業系につきましては、多治見都計のフレームはほぼ使い切りに近い状態です。岐阜、大垣都計については、まだ余っている状態です。

【高木会長】

ありがとうございます。

私も一つ質問をしますけれども、今年の豪雨で、JR東日本の北陸新幹線の車両基地が浸水して非常に大きな損害がありました。東海環状の西回りのところで今回工業系の用途を指定する箇所は低いところが多いので、水害対策の安全性を確保してもらいたいところではありますが、そのあたりはどのようにお考えですか。

【事務局】

工業系用途を指定しているところの対応ですけれども、マスタープランの中におきましても、水害、土砂災害の課題を掲げておきまして、ハザードマップの活用や避難体制等のソフト対策、それから、河川改修や砂防施設の整備、下水道の整備などハード整備の目標を掲げているところであります。

今回区域編入に伴う造成工事というのが発生すると思っておりますけれども、これに関しましては、今後公社による開発や区画整理事業を行うものが多いと聞いておりますので、地盤の一定程度のかさ上げを行って対策を講じていくこと、それから企業誘致にあたりまして、浸水想定区域であるということを事前に重要事項説明というようなことでしていただき、重要施設につきましては一定の高さのフロアを確保するなど対応が必要であるとの事前説明が必要になってくるのではないかと思います。

そういったことも含めて各市町におかれましては丁寧に説明されていかれるものだと考えております。

【高木会長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

【篠田委員】

会長の質問に関連することをお尋ねします。

現在のハザードマップで浸水想定される箇所に工場を立地する、あるいは土地の利用区分を変更するというご説明いただいたところですが、私が懸念しているのは、今まで水に浸かったであろう場所を水に浸からないよう盛土をし、造成すると、今度は今まで浸からなかった場所が、水に浸く可能性が出てくる。それが一軒の住宅くらいに非常に狭いエリアならそれほど大きなことにはならないが、これだけ大規模な計画変更となると他への影響がものすごく大きく出てくる可能性が非常に高く、そうすると当然のことながらハザードマップの見直しというものが必要になってきます。そういった情報を遺漏のないよう市町にきちんとご指示、お伝えするようにぜひお願いしたいと思います。

それともう一つ、山地のほうもそうですが、先ほどのお話の中にもありましたが、そこに工場を立地するとなると、やはりそこでも今まではある程度の保水機能を維持していたものが、そうではなくなり、すぐに雨が流出してしまうことになりかねません。すると今度は下流のほうへの流出が非常に早くなって、水かさが大きくなり、一気に水が増えるのかと。そのあたりについても十分配慮いただいた計画推進をお願いしたいと思います。

【事務局】

ご指摘いただいた内容というのは、こちらとしても懸念しているところがございます。マスタープランの中におきましても、水害、土砂災害の課題を掲げておりまして、ハザードマップの活用や避難対策といったソフト対策も含めて、またハード整備の目標も記載しているところです。また個別の開発においても、調整池の設置や排水路の整備など、具体的な対策を記載するようにしております。

さらに加えてでございますが、現在の国の動きということで補足説明をさせていただきますと、現在水災害リスクを踏まえたまちづくりの方向性を示すための検討会を設置し、水災害リスクの評価、それから防災、減災の方向性について検討を進めておりまして、今年度末までに取りまとめられる予定のガイドラインに基づきまして、今後進められる市町マスタープラン、それから現在も進めております立地適正化計画の策定におきまして、水災害リスクを踏まえた、防災まちづくりの目標設定を位置付けていく方針が示されました。

併せて、本年6月に都市再生特別措置法が一部改正されまして、同法に規定する立地適正化計画において、居住誘導区域における都市の防災に関する機能を確保するための「防災指針」が、記載事項として追加されました。

その内容としましては、災害ハザード情報と人口分布や都市基盤の状況といった都市情報を重ね合わせ、都市災害リスクを「見える化」ということが1つ、2つ目が防災上の課題を分析し、リスクを評価したうえで、防災まちづくりの将来像や目標を明確にすること、3つ目に防災減災対策など災害リスクの軽減の方策を策定すること、4つ目はそれらの方策を実現するための取り組みとしまして、ハードソフト両面からこれらを進めるために、防災部門、治水部門、まちづくりの我々の部門もそうですが、そういった部門が国も県も市町も連携して進めていく必要があるということを唱っております。

今後の予定としましては、今年度末にリバイスと公表が予定されております。

県としましては、今後の国の動向を注視し、必要な情報を市町へ提供するとともに、指針が公表されましたら速やかに指針に基づき対応することを県としても考えております。以上でございます。

【高木会長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

【鶴田委員】

ハザードエリアの関係で、今水害の話がありましたが、土砂災害についてもレッドゾーンとイエローゾーンがありますが、今回市街化区域に編入する区域についてレッドはないと想定していますが、イエローは入っているのでしょうか。

立地適正化計画の中では、土地誘導に含めないようにしようとなっていますが、岐阜県の場合は、ハザードエリアを外すと土地が限られてくるなど、地域によっていろいろ事情はあると思うのですが、今回市街化区域に編入されるエリアについてはどうなっているのでしょうか。

【事務局】

現在策定を予定している所でイエローゾーンにかかっている所はないと認識しております。将来的にも、イエロー、レッドゾーンは極力避けていくべきところということで、今後協議があった場合にも丁寧に対応を考えていきたいと思っております。

【高木会長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他にご意見、ご質問がなければ、採決に移ります。

議第1号から議第3号及び、議第8号から議第10号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、議第1号から議第3号及び、議第8号から議第10号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、議第4号「本巣都市計画」、議第5号「美濃加茂都市計画」、議第6号「土岐都市計画」、議第7号「下呂都市計画」の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第4号から7号について説明させていただきます。資料は、お手元の「議4」からでございます。まずは、議第4号「本巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明申し上げます。都市計画の目標です。都市づくりの基本理念は、「自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力ある まち・本巣」と掲げております。区域区分の決定の有無としては、区域区分によらなくとも、用途地域による誘導等により良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成するところが可能であると考えられることから、引き続き区域区分を定めないものとしします。

次に、土地利用に関する方針です。今回、都市計画区域マスタープランの見直しと同時に用途地域を指定する区域として、「温井地区」、「政田地区」がございます。東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ周辺地域、及びこれにアクセスする岐阜関ヶ原線の4車線化などによる交通利便性を活かし、「温井地区」においては工業系土地利用、「政田地区」においては商業系土地利用の用途指定を予定しております。都市施設に関する方針としましては、本区域と広域都市圏を結ぶ広域幹線道路等の整備や、本区域を南北に縦断している樽見鉄道など、公共交通網の充実を図ってまいります。

主要な都市計画の決定の方針としましては、先ほどご説明しましたとおり、商業系、工業系の土地利用の拡大を予定しておりますが、都市機能が集約されたコンパクトな都市の実現、都市計画道路東海環状自動車道などのインフラ整備に対応したまちづくり等、現行のマスタープランの方針を、引き続き維持してまいります。本巣都市計画区域については、以上でございます。

次に、議第5号「美濃加茂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明申し上げます。都市計画の目標です。都市づくりの基本理念を、「健康に暮らすことができる、安全・安心で、賑わいと活力があり、豊かな自然、歴史・文化が調和したコンパクトな都市づくり」と掲げております。区域区分の決定の有無としては、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコ

コンパクトな市街地を形成することが可能なため、引き続き区域区分を定めないものとしします。

次に、市街地開発事業の方針でございます。美濃加茂市の JR 美濃太田駅南口において「美濃太田駅南地区市街地再開発事業」を予定しており、良好な市街地の形成に努めてまいります。

主要な都市計画の決定の方針としましては、市街地開発事業等により都市機能の充実を図ることとし、適切な土地利用誘導によるコンパクトシティの実現、安全、安心な都市の形成等、現行のマスタープランの方針を、引き続き維持してまいります。美濃加茂都市計画区域については、以上でございます。

次に、議第 6 号「土岐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明申し上げます。都市計画の目標です。都市づくりの基本理念を、「人と自然と土が織りなす交流文化都市」と掲げております。区域区分の決定の有無としては、新たな住宅地需要は、既存住宅地内における未利用地の活用により対応可能であることや、市街地が容易に形成される平坦地が少ないという地形的条件などから、無秩序な市街化の抑制が可能であると考えられ、引き続き区域区分を定めないものとしします。

次に、土地利用に関する方針です。本区域では、都市計画区域マスタープランの見直しと同時に用途地域を指定する区域はありませんが、今後 10 年間に、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、「土岐南テクノヒルズ周辺地区」がございます。既存工業団地の周辺地区におきまして、工業系土地利用を検討してまいります。都市施設に関する方針につきましては、地形的な要因から分散する市街地、丘陵地の拠点地区等を結ぶ道路の整備を推進することによる集約型都市構造の実現等を目指してまいります。

次に、市街地開発事業に関する方針です。現在、「妻木南部土地区画整理事業」を施行しており、良好な住環境の形成を図ってまいります。

主要な都市計画の決定の方針としましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、工業系の土地利用の拡大を予定しますが、秩序ある合理的、効率的な土地利用を推進し、コンパクト・プラス・ネットワークの実現、インフラ整備に対応したまちづくりなど、現行のマスタープランの方針を、引き続き維持してまいります。土岐都市計画区域については、以上でございます。

最後に、議第 7 号「下呂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明申し上げます。都市計画の目標です。都市づくりの基本理念は、「区域特有の森や清流などの自然環境、歴史・文化を継承しつつ、南飛騨地域の中心都市にふさわしい、交流機能の充実と強化を図る都市づくり」としてしております。区域区分の決定の有無としては、人口が減少傾向にあり、市街地の拡大の可能性は低いことなどから、引き続き区域区分を定めないものとしします。

主要な都市計画の決定の方針としましては、適正な土地利用誘導によるコンパ

クトシティの実現、水害、土砂災害への対策や、観光地下呂の核である中心商業地区では、安全な歩行者環境の確保を図るため、交通環境の向上に努めるなど、安全、安心な都市の形成等、現行のマスタープランの方針を、引き続き維持してまいります。下呂都市計画区域については、以上でございます。

なお、これまでご説明しました、議第4号から議第7号の都市計画区域におきましては、本年4月に設けました変更に関する公述申出期間に、公述の申出はなかったため公聴会は実施しておりません。また、8月17日から8月31日まで行いました公告縦覧、並びに市町に対して行いました、意見聴取においても「意見なし」との回答を得ております。議第4号から議第7号についての説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【高木会長】

事務局の説明がありましたが、これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ご意見、ご質問が無いようですので、採決に移ります。議第4号から議第7号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、議第4号から議第7号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、議第11号「岐阜都市計画区域のうち、北方町における」、議第12号「大垣都市計画区域のうち、神戸町における」、議第13号「大垣都市計画区域のうち、安八町における」、議第14号「多治見都市計画区域のうち、多治見市における」、議第15号「本巣都市計画区域のうち、本巣市における」、議第16号「関ヶ原都市計画区域のうち、関ヶ原町における」、「用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第11から16号「用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について」、いわゆる白地地域の形態規制の変更について、説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

議第11号は、岐阜都市計画区域のうち北方町の白地地域の形態規制について、北方町が、都市計画において用途地域を新たに指定することにより、白地地域の

範囲が減少することから、指定の範囲を変更しようとするものです。建築物の形態規制の指定についてですが、用途地域内においては、市町村が容積率、建蔽率を都市計画において定めることが、都市計画法に規定されており、その数値に応じて、高さの制限が、建築基準法の中で、自動的に決まる仕組みとなっています。一方、白地地域においては、容積率、建蔽率、高さの制限について、「特定行政庁が、都道府県都市計画審議会の議を経て定める」と建築基準法に規定されているため、本審議会にお諮りしたうえで、岐阜県知事が指定しています。

北方町における白地地域の総括図です。北方町は、全域が都市計画区域に指定されており、そのうち、黄色で着色された範囲が用途地域です。残りの全てを、住居系の用途地域と同等の形態規制となる「分類Ⅲ」に指定しています。今回の変更に係る区域は、議第8号でお諮りした、赤で着色された箇所、新たに約10haが用途地域に指定される予定です。変更後の白地地域の面積約107haを、引き続き「分類Ⅲ」として指定して参りたいと考えています。

今回の「白地地域の変更」と、北方町による都市計画「用途地域の変更」の手続きについて、説明いたします。向かって左側が白地地域の変更、右側が用途地域の変更です。白地地域の変更について、案の縦覧を行いました、意見書の提出はありませんでした。用途地域の変更については、町が北方町都市計画審議会に諮問し、「適当と認める」との答申を受けています。北方町の用途地域の変更の決定に合わせ、白地地域の指定範囲の変更を行いたいと考えています。

続きまして、議第12号は、神戸町が都市計画において用途地域を新たに指定することにより、神戸町の白地地域の指定範囲を減少しようとするものです。神戸町は、全域が都市計画区域に指定されており、そのうち、黄色の範囲が用途地域で、残りの全てを「分類Ⅳ」、「分類Ⅲ」から高さの制限を緩和したものを指定しています。今回の変更に係る区域は、議第9号でお諮りした、赤色の2箇所、新たに約28haが用途地域に指定される予定です。変更後の白地地域の面積約1,567haを、引き続き「分類Ⅳ」として指定して参りたいと考えています。

変更手続きについて、白地地域の変更案の縦覧を行いました、意見書の提出はありませんでした。用途地域の変更については、町が神戸町都市計画審議会に諮問し、「適当と認める」との答申を受けています。神戸町の用途地域の変更の決定に合わせ、白地地域の指定範囲の変更を行いたいと考えています。

続きまして、議第13号は、安八町が都市計画において用途地域を新たに指定することにより、安八町の白地地域の指定範囲を減少しようとするものです。安八町は、全域が都市計画区域に指定されており、そのうち、黄色の範囲が用途地域で、残りの全てを「分類Ⅳ」に指定しています。今回の変更に係る区域は、議第9号でお諮りした、赤色の箇所、新たに約38haが用途地域に指定される予定です。変更後の白地地域の面積約1,481haを、引き続き「分類Ⅳ」とし

て指定して参りたいと考えています。

変更の手続きについて、白地地域の変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。用途地域の変更については、町が安八町都市計画審議会に諮問し、「適当と認める」との答申を受けています。安八町の用途地域の変更の決定に合わせ、白地地域の指定範囲の変更を行いたいと考えています。

続きまして、議第14号は、多治見市が都市計画において用途地域を新たに指定することにより、多治見市の白地地域の指定範囲を減少しようとするものです。多治見市は、全域が都市計画区域に指定されており、そのうち、黄色の範囲が用途地域で、残りの全てを「分類Ⅲ」に指定しています。今回の変更に係る区域は、議第10号でお諮りした、赤色の2箇所で、新たに約49haが用途地域に指定される予定です。変更後の白地地域の面積約5,955haを、引き続き「分類Ⅲ」として指定して参りたいと考えています。

変更手続きについて、白地地域の変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。用途地域の変更については、市が多治見市都市計画審議会に諮問し、「適当と認める」との答申を受けています。多治見市の用途地域の変更の決定に合わせ、白地地域の指定範囲の変更を行いたいと考えています。

続きまして、議第15号は、本巢市が都市計画において用途地域を新たに指定することにより、本巢市の白地地域の指定範囲を減少しようとするもの、及び、市が都市計画において特定用途制限地域の内容を変更することから、これに対応して形態規制の内容を変更しようとするものです。本巢市は、市の一部が都市計画区域に指定されており、そのうち、黄色の範囲が用途地域です。残りの白地地域のうち、灰色で着色された範囲は、工業系の用途地域と概ね同等の形態規制となる「分類Ⅴ」、残りを「分類Ⅲ」に指定しています。今回の変更に係る区域は、赤色の線で囲われた9箇所で、議第4号でご説明した赤色で着色された2箇所は、新たに用途地域に指定され、白地地域の範囲が減少する予定です。

残る7箇所についてですが、本巢市は、白地地域の全域に特定用途制限地域を指定しており、幹線道路沿道地区、田園居住地区、産業誘導地区に区分して土地利用規制をしています。7箇所とも特定用途制限地域の変更により、産業誘導地区に区分が変更される範囲です。従前より産業誘導地区は「分類Ⅴ」が指定されていることから、今回新たに産業誘導地区に変更される範囲につきましても、同様に「分類Ⅴ」を指定しようとするものです。変更後の白地地域の面積、約3,096haのうち、約2,847haを「分類Ⅲ」に、約249haを「分類Ⅴ」に指定して参りたいと考えています。

変更手続きについて、白地地域の変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。用途地域及び特定用途制限地域の変更については、市が本巢市都市計画審議会に諮問し、「適当と認める」との答申を受けています。今回の本巢市の用途地域及び特定用途制限地域の変更の決定に合わせ、白地地域の指

定の変更を行いたいと考えています。

最後に、議第16号は、関ヶ原町が都市計画において用途地域を新たに指定、解除することにより、関ヶ原町の白地地域の指定範囲を縮小、拡大しようとするものです。関ヶ原町は、町の一部が都市計画区域に指定されており、そのうち、黄色の範囲が用途地域で、残りの全てを「分類Ⅲ」に指定しています。今回の変更に係る区域は、赤色の3箇所新たに用途地域を指定し、1個所で用途地域の指定が解除される予定です。なお、白地地域の拡大部分、用途地域が解除される部分に建築物はありません。変更後の白地地域の面積約2,091haを、引き続き「分類Ⅲ」として指定して参りたいと考えています。

変更手続きについて、白地地域の変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。用途地域の変更については、町が関ヶ原町都市計画審議会に諮問し、「適当と認める」との答申を受けています。関ヶ原町の用途地域の変更の決定に合わせ、白地地域の指定範囲の変更を行いたいと考えています。説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願い致します。

【高木会長】

事務局の説明がありましたが、これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ご意見、ご質問が無いようですので、採決に移ります。議第11号から議第16号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、議第11号から議第16号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、議第17号「岐阜都市計画道路の変更について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第17号「岐阜都市計画道路の変更について」ご説明いたします。お手元の議案書と、前方のスクリーンを合わせてご覧ください。

岐阜市の北東部に位置する都市計画道路3・3・91芥見太郎丸線は、岐阜市北東部地域の骨格を形成する幹線街路として位置づけられているほか、一部区間が第2次緊急輸送道路に指定されるなど、防災面においても重要な役割を果たす路線であり、現在、この路線の長良川を渡る箇所には藍川橋が架かっています。藍川橋は、昭和43年に供用開始し、老朽化が顕著なうえ、周辺は朝夕を中心に激しい渋滞が発生するなど、地域住民の生活に大きな支障をきたしております。

このため県では、平成29年度に地元自治会や警察、岐阜市などと「藍川橋整備計画検討会」を設置し、整備方針を検討してまいりました。この検討会の結果を踏まえて、現在の位置の下流側に新たな橋を架設することや、車線数は4車線とし交差点部には付加車線、いわゆる右折レーンを設けるといった整備計画が決定されました。この整備計画を受け、都市計画変更の必要が生じたことから、今回、都市計画を変更するものでございます。

議案書の17-7ページをご覧ください。こちらに都市計画の変更概要を示しております。まず、図中の青線が今回の変更対象路線で、丸印が路線の起点、矢印が終点を表しております。さらに、赤線で示す部分が変更区間を表しております。それでは、都市計画の変更概要についてご説明いたします。3・3・91芥見太郎丸線は、現在、岐阜市上芥見を起点とし、岐阜市太郎丸檜木を終点とする、延長約4,670mを都市計画決定しております。変更の概要としましては、藍川橋の整備計画に伴い、都市計画道路一般国道156号線から主要地方道岐阜美濃線バイパスまでの約1,080mの区間の区域を変更するとともに、路線の延長を約4,680mに変更します。また、新たに車線数を4車線に決定します。続いて、3・6・96兎走山祇園線は、現在、岐阜市大字日野字兎走山を起点とし、岐阜市祇園1丁目を終点とする、延長約2,260mを都市計画決定しております。変更の概要としましては、藍川橋の整備計画に伴い、終点付近約220mの区間の区域を変更するとともに、終点位置を変更し、路線の延長を約2,240mに変更します。また、新たに車線数を2車線に決定します。

続いて、議案書の17-8ページをご覧ください。こちらに都市計画変更の詳細を示しています。図面中、黄線が変更前、赤線が変更後の都市計画区域を示しています。まず芥見太郎丸線は、藍川橋の整備計画に伴い、約1,080mの区間で、現行の位置より下流側に区域を変更します。また、これにより延長が約10m長くなります。次に兎走山祇園線は、終点側の約220mの区間で区域を変更します。また、終点部で交差する芥見太郎丸線の区域の変更に合わせて、終点位置を変更し、これにより延長が約20m短くなります。

次に、都市計画手続きの状況です。これまで、都市計画法に基づき、地元説明会、将来管理者協議、都市計画案の公告、縦覧、関係市への意見聴取を経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、岐阜市への意見聴取では、「意見無し」との回答をいただいております。次に、都市計画案の縦覧の状況です。令和2年7月28日から8月11日までの2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出が2件ございました。

それでは、意見書についてご説明いたします。お手元の資料6でご説明いたしますので、資料6の1ページをご覧ください。まず、1件目の意見書の要旨としましては、「芥見太郎丸線の中央分離帯の設置について」です。都市計画道路芥見太郎丸線の沿道のガソリンスタンド店舗前に中央分離帯を設置することについて

て、以下の理由から中央分離帯ではなく、ゼブラゾーンを要望します。①地元利用者、タンクローリー、災害発生時の緊急車両などが反対車線から進入できなくなり、付近の交差点でUターンすることが考えられ、危険が伴うと考えられる。②過去に対向車線への誤進入、逆走を目撃しており、その際の緊急避難としてゼブラゾーンを推奨したいと考える。とのことでございました。

このご意見に対する県の対応方針を資料右側に示しております。都市計画道路芥見太郎丸線は、平成6年に岐阜市北東部地域の骨格を形成する幹線街路として都市計画決定されており、今回の都市計画変更案は、藍川橋の架け替え計画に伴い都市計画道路一般国道156号線から主要地方道岐阜美濃線バイパスまでの区間において区域の一部を変更するとともに、あわせて、新たに車線数を4車線と決定するものです。一般的に、4車線道路として整備する場合、道路構造令に基づき安全かつ円滑な交通を確保するため中央分離帯を設置しますが、道路の都市計画においては、区域、幅員、車線数等を定めることとなっており、中央分離帯の設置など詳細な構造までは決定されるものではありません。そのため、いただいたご意見に対しては、都市計画変更後、事業者において、地域の状況等を勘案し、関係機関と協議の上、必要に応じ適切な対応を検討するとともに、引き続き、地域住民に対し丁寧な説明を行ってまいります。としております。

次に、2件目の意見書の要旨としては、「道路拡幅に伴う補償について」です。都市計画道路芥見太郎丸線の沿道に所有する土地や建物が、道路拡幅により道路用地となってしまうことについて、次のような条件が満たされない場合は反対します。①全てが道路用地となる見込みの倉庫については、近隣に代替地を用意していただき、同等の建物の設置、駐車場として使用できるようアスファルト舗装、適切な出入り口の設置等をしていただきたい。②一部が道路用地となる可能性のある建物やカーポートについては、建築工事等に必要とするすべての費用を出していただきたい。とのことでございました。

このご意見に対する県の対応方針を資料右側に示しております。前段は同様のため省略し、2段落目から読ませさせていただきます。藍川橋の架け替え計画の策定にあたっては、事業者において、地元自治会や学校関係者等で組織する藍川橋整備計画検討会を設置し、当検討会において、整備費用の縮減、事業期間の短縮などを図るため、現在の藍川橋を供用しながら、現橋下流側の近接箇所に新橋を架設する方針とされました。本都市計画変更案は、これらを踏まえ作成しており、適切なものであると考えています。また、事業で必要となる用地の範囲については事業者が行う詳細設計により決定されますが、都市計画変更後も引き続き、事業者において地域住民に対し事業の必要性等について丁寧な説明を行うとともに、用地買収、代替地などの補償方法については個別に対応してまいります。なお、具体的な補償方法については、他の公共事業と同様に、事業者において国が定めた「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づき対応してまいります。として

おります。

以上のことから、県としては今回の都市計画変更案は適切なものであると考えております。議第17号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【高木会長】

事務局の説明がありました。これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ご意見、ご質問が無いようですので、採決に移ります。議第17号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、議第17号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、知事に対する答申についてお諮りします。事務局から答申案の配布をお願いいたします。

ただいまお配りしました案は、本日ご審議いただいた結果に基づき、議第1号から議第17号について、原案を適当と認めるものです。知事に対する答申について、案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、知事に対する答申については案のとおり決定します。

これをもちまして、本日の議事を終了します。ご協力ありがとうございました。では、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

高木会長をはじめ委員の皆様、本日はご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、第212回岐阜県都市計画審議会を閉会いたします。

(おわり)

議事録署名者

会 長

印

委 員

印

委 員

印